

I. 外国の名称：スイス連邦

II. スイス連邦における個人情報の保護に関する制度に関する情報

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 <ul style="list-style-type: none">■ 1992 年 6 月 19 日のデータ保護に関する連邦法 (The Federal Act on Data Protection of 19 June 1992)(以下「DPA」という。)<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1945_1945_1945/en- 施行状況：1992 年 6 月 19 日施行 (2013 年 7 月 1 日最終改正)- 対象機関：民間事業者、私人又は連邦機関- 対象情報：識別され又は識別可能な自然人又は法人に関するあらゆる情報■ 1993 年 6 月 14 日のデータ保護に関する連邦法規則 (The Ordinance to the Federal Act on Data Protection of 14 June 1993)(以下「ODPA」という。)<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1962_1962_1962/en- 施行状況：1993 年 6 月 14 日施行- 対象機関：上記連邦法の項を参照- 対象情報：上記連邦法の項を参照
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：2000 年 7 月取得 APEC の CBPR システム：なし
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	EU の十分性認定取得国であるため省略
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性ある制度	特記なし

III. アレクシオンファーマ合同会社のグループ会社の個人情報の保護措置

アレクシオンファーマ合同会社のグループ会社はOECDプライバシーガイドライン 8 原則に概ね対応する措置を講じている。

(令和 4 年 1 月 25 日更新)